

横須賀市報

第 1920 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

条 例

- ◇放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正…………… 15575

規 則

- ◇横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則中一部改正…………… ”
- ◇職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則中一部改正…………… ”
- ◇職員の育児休業等に関する条例施行規則中一部改正… 15576
- ◇指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則中一部改正…………… ”

告 示

- ◇指定障害児通所支援事業者の事業の廃止について…… 15577
- ◇指定居宅サービス事業者の事業の廃止について…… ”
- ◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について…………… ”
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定について…………… ”
- ◇指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について…………… ”
- ◇指定納付受託者の指定について…………… 15578
- ◇除却広告物等の保管について…………… ”
- ◇放置自転車等の移動について…………… ”
- ◇道路区域変更及び供用開始について…………… 15579

公 告

- ◇差押財産の公売について…………… ”
- ◇介護保険料納入通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の公示送達…………… ”
- ◇介護保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の決定通知書の公示送達…………… 15580
- ◇国民健康保険料の変更通知書の公示送達…………… ”
- ◇国民健康保険料の督促状の公示送達…………… ”
- ◇普通財産（土地）の売払いに係る一般競争入札について…………… ”
- ◇インフルエンザの予防接種について…………… ”
- ◇新型コロナウイルス感染症の予防接種について…………… ”
- ◇農用地利用集積等促進計画について…………… 15581

訓 令 甲

- ◇専決規程中一部改正…………… ”
- ◇福祉事務所専決規程中一部改正…………… ”
- 上下水道企業管理規程
- ◇上下水道局専決規程中一部改正…………… ”
- 上下水道局告示
- ◇指定給水装置工事事業者の指定について…………… ”
- ◇公共下水道の供用及び下水の処理の開始について…… 15582
- ◇指定下水道工事店の指定について…………… ”

条 例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市条例第62号

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年横須賀市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第8項において準用する法第18条の18第1項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者」を「法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

規 則

横須賀市規則第67号

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

横須賀市会計年度任用職員の任用、勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年横須賀市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第4項中「、始業の時刻から連続し、又は就業の時刻まで連続した」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

横須賀市規則第68号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年横須賀市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第10条の3第2項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定による同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

（3 歳に満たない子を養育する職員に対する意向確認等を行う期間）

第18条 条例第17条第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳11か月に達する日の翌々日から 2 歳11か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則
この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

横須賀市規則第69号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

- 令和 7 年 9 月25日
- 横須賀市長 上 地 克 明
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年横須賀市規則第27号）の一部を次のように改正する。
- 第 1 条の見出し及び第 2 条の見出し中「請求手続き」を「請求手続」に改める。
- 第 6 条の見出し中「請求手続き」を「請求手続」に改め、同条第 1 項中「部分休業の」を「第 1 号部分休業の」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。
- 2 第 2 号部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書に第 2 号部分休業取得時間簿（第 4 号様式）を添えて行うものとする。
- 第 6 条に次の 1 項を加える。
- 4 所属長は、承認後の部分休業承認請求書の写しを人事課長に提出しなければならない。
- 第 8 条中「第 4 号様式」を「第 5 号様式」に改める。
- 第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式（第 6 条第 1 項関係）

部分休業承認請求書			(事務処理欄)
年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
所 属 請求者 氏 名			
請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生 年 月 日		
対象年度	年度		
申 出	申 出 月 日	申出内容 (第1号又は第2号を記入)	申出の内容（変更後の内容も共通） 第 1 号： 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 第 2 号： 1 年につき10日相当を超えない範囲内
	月 日		
請求期間及び時間 ※第 1 号のみ	期 間		時 間
変 更	変更月日	変更後の内容 (第1号又は第2号を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情
	月 日		
備 考			
(事務処理欄)			

第 4 号様式を第 5 号様式とし、第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 4 号様式（第 6 条第 2 項関係）

第 2 号部分休業取得時間簿

所 属	氏 名	年 度	年間取得可能 時 間 数
(事務処理欄)	期 間	日・時間数	残時間数

附 則
この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

横須賀市規則第70号

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年横須賀市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号）第 12条の 5 第 8 項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第18条の18第 1 項の規定により神奈川県知事による国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた者」を「児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第18条の27第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域に係る同法第18条の29に規定する地域限定保育士又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29号。以下「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第 107 号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

附 則
この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 175 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第21条の 5 の20第 4 項の規定により、次に掲げる者から指定通所支援の事業を廃止する旨の届出がありました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 8 月16日	ブロッサムジュニア 横須賀堀ノ内教室	横須賀市三春町 5 丁目41 番地 2 三春町店舗 2 F	児童発達支援	茅ヶ崎市東海岸南二丁目 7 番55号 株式会社 P r o c y o n V i s i o n s 代表取締役 鈴 木 広 紀
同	ブロッサムジュニア 横須賀堀ノ内教室	横須賀市三春町 5 丁目41 番地 2 三春町店舗 2 F	放課後等デイサー ビス	茅ヶ崎市東海岸南二丁目 7 番55号 株式会社 P r o c y o n V i s i o n s 代表取締役 鈴 木 広 紀

横須賀市告示第 176 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第75条第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービスの事業を廃止する旨

の届出がありました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 8 月31日	ミモザヘルパーステ ーション横須賀	横須賀市追浜本町 1 丁目 65番地 5 ヤマザキハイッ 101 号室	訪問介護	東京都品川区南品川二丁目 2 番 5 号 ミモザ株式会社 代表取締役 清 水 亨

横須賀市告示第 177 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 7 月31日	デイサービス ジョ イクラブ	横須賀市林 1 丁目22番 8 号	地域密着型通所介 護	横須賀市三春町六丁目82番地 合同会社ジョイ倶楽部 代表社員 太 田 淳 子

横須賀市告示第 178 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123 号）第29条第 1 項の規定により、次に

掲げる者を指定障害福祉サービス事業者として指定しました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 9 月 1 日	訪問介護 いばしょ	横須賀市長沢 2 丁目10番 36号	居宅介護	横須賀市長沢二丁目10番32号ラ・リ ブパートⅡ 202 合同会社ゆないと 代表社員 齊 藤 直 樹
同	キタクリワーク	横須賀市根岸町 4 丁目20 番20号ケイディビル 302	就労継続支援 B 型	横浜市西区桜木町 5 - 26 - 12 きらめき不動産株式会社 代表取締役 後 藤 聡 志
同	就労定着支援事業所 ウェルビーチャレ ンジ横須賀中央セン ター	横須賀市小川町14番地 1 ニッセイ横須賀センター ビル 2 階	就労定着支援	東京都中央区銀座二丁目 3 番 6 号 ウェルビー株式会社 代表取締役 大 田 誠

横須賀市告示第 179 号

児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定により、次に掲げる者を指定小児慢性特定疾病医療機関として指定しました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

指定年月 日	名 称	所 在 地
令和 7 年 9 月 1 日	いろは訪問看護ステー ション	横須賀市岩戸 1 丁目 8 番 3 号ラスタールーム E

横須賀市告示第 180 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社 J A L U X
東京都港区港南一丁目 2 番70号
- 2 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年 9 月 1 日
- 3 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
横須賀応援ふるさと納税（インターネットによる公金支払の方法により納付されるものに限る。）
- 4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間
令和 7 年 9 月11日から令和 8 年 3 月31日まで

横須賀市告示第 181 号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却年月日	保 管 期 間
はり札等	11	不入斗町 3 丁目、長井 1 丁目・ 3 丁目、芦名 1 丁目及び秋谷 1 丁目地内	令和 7 年 8 月 1 日から同月 29 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	1	グリーンハイツ地内		

- 2 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 3 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 4 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第 182 号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第 10 条第 2 項及び第 4 項並びに第 28 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 7 年 8 月 1 日から同月 29 日まで	台 89	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	横須賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	4	5	汐入駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	16	3	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	16	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	2	0	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	7	1	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	Y R P 野比駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	京急長沢駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	12	4	浦郷町 1 丁目、田浦町 1 丁目・ 4 丁目、長浦町 2 丁目、東逸見町 4 丁目、小川町、上町 2 丁目、佐野町 3 丁目、公郷町 1 丁目及び平作 6 丁目地内の道路	同
同	1	0	追浜駅第 1 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	2	0	追浜駅第 2 自転車等駐車場	同
同	0	1	逸見駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地

同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	京急大津駅自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	馬堀海岸駅自転車等駐車場	同

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000 円
- (4) 持参するもの
自転車等のかきその他当該自転車等の利用者等であるこ

- とを証明するもの及び印鑑
- 4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。
- 5 問い合わせ先
横須賀市建設部建設総務課

横須賀市告示第 183 号
道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年 9 月25日からその供用を開始します。
その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 7 年 9 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷 地 の 幅 員	延 長
5,851	旧	公郷町 1 丁目52番の15地先から 公郷町 1 丁目52番の24地先まで	メートル 2.0	メートル 28.0
	新	公郷町 1 丁目52番の15地先から 公郷町 1 丁目52番の 1 地先まで	3.0	28.0
6,354	旧	久里浜 5 丁目1580番地先から 神明町21番の 4 地先まで	4.7～ 5.7	58.7
	新	久里浜 5 丁目1580番地先から 神明町21番の 2 地先まで	4.8～ 8.1	58.5

公 告

横須賀市公告第 167 号 (令和 7 年 9 月11日)
掲 示 済

国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第95条及び第99条の規定の例により差押財産を公売するので、次のとおり公告します。
令和 7 年 9 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 168 号 (令和 7 年 9 月11日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料納入通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 9 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 7 年度	介護保険料納入通知書	6 月分及び 7 月分の納期限は、令和 7 年 9 月30日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 169 号 (令和 7 年 9 月11日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2

の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 9 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	発付年月日
令和 7 年度	介護保険料額決定通知書兼 特別徴収開始通知書	令和 7 年 6 月16日

(別紙略)

横須賀市公告第 170 号 (令和 7 年 9 月11日)
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 7 年 9 月11日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 6 年度	介 護 保 険 料	1 月 分	令和 7 年 2 月28日
		2 月 分	令和 7 年 3 月28日
		3 月 分	令和 7 年 4 月30日
令和 7 年度		5 月 分	令和 7 年 6 月30日
			令和 7 年 7 月30日
		6 月 分	令和 7 年 6 月30日

(別紙略)

横須賀市公告第 171 号 (令和 7 年 9 月 11 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料決定通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 7 年度	国民健康保険料決定通知書	6 月分から 8 月分までの納期限は、令和 7 年 9 月 30 日、同年 10 月 31 日、同年 12 月 1 日、令和 8 年 1 月 5 日、同年 2 月 2 日、同年 3 月 2 日及び同月 31 日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 172 号 (令和 7 年 9 月 11 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、国民健康保険料変更通知書の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	科 目	備 考
令和 7 年度	国民健康保険料変更通知書	減額分

(別紙略)

横須賀市公告第 173 号 (令和 7 年 9 月 11 日 掲 示 済)

下記に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 9 月 11 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	種 別	月 別	発付年月日
令和 7 年度	国民健康保険料	6 月 分	令和 7 年 7 月 31 日

(別紙略)

横須賀市公告第 174 号 (令和 7 年 9 月 25 日 掲 示 済)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234 条の規定に基づき、次のとおり一般競争入札により市有地の売払いを行います。

令和 7 年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

(次のとおりは略)

横須賀市公告第 175 号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、インフルエンザの予防接種を次のとおり実施します。

令和 7 年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

1 予防接種の対象者

次のいずれかに該当する方

- 65歳以上の方
- 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 実施場所及び実施期間
実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
実施期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで
- 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 当該疾病に係る予防接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方
(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 料金
2,000 円（生活保護法（昭和25年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は、無料）

横須賀市公告第 176 号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、新型コロナウイルス感染症の予防接種を次のとおり実施します。

令和 7 年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方
(1) 65歳以上の方
(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 実施場所及び実施期間
実施場所 当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
実施期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 1 月 31 日まで
- 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 当該疾病に係る予防接種後 2 日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある方
(5) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方

4 料 金
5,000 円（生活保護法（昭和25年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は、無料）

~~~~~  
**横須賀市公告第 177 号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101 号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可したので、同条第 7 項の規定により公告します。  
令和 7 年 9 月 25 日

- 横須賀市長 上 地 克 明  
記の 1
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市太田和 4 丁目2560番及び2563番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市太田和 2 丁目11番29号  
小 泉 寿 子
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
岩手県北上市鬼柳町都鳥 8 番地 2  
鈴 木 健
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男
- 記の 2
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字中ノ原 793 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 4 丁目 5 番11号  
井 上 徹 也
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷1209番地  
角 井 和 雄
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男
- 記の 3
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字天王谷 979 番 3 及び 978 番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
三浦市初声町和田 571 番地  
河 田 成 夫
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市須軽谷 979 番地  
廣 川 和 子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男
- 記の 4
- 1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市津久井 3 丁目1672番 1 及び1673番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 5 丁目 6 番13号  
西 脇 孝 州
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市津久井 3 丁目25番18号  
長谷川 八重子
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名

横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男  
記の 5

1 農用地利用集積等促進計画を定めた土地の所在  
横須賀市芦名 1 丁目 439番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
逗子市桜山 7 丁目 4 番21号  
吉 江 博 巳

3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市芦名 2 丁目 7 番38号  
高 橋 輝

4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業会議  
会長 持 田 文 男

**訓 令 甲**

**横須賀市訓令甲第12号**  
専決規程（平成 8 年横須賀市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。  
令和 7 年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明  
別表第 3 第 1 項の表服務（総務部人事課に限る。）の項中「5 部分休業承認」を削る。  
附 則  
この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

~~~~~  
横須賀市訓令甲第13号
福祉事務所専決規程（平成17年横須賀市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 9 月 25 日

横須賀市長 上 地 克 明
第 2 条第 4 号中「第 5 条第24項」を「第 5 条第25項」に改める。
附 則
この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

上下水道企業管理規程

上下水道企業管理規程第18号
上下水道局専決規程（平成15年水道企業管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。
令和 7 年 9 月 25 日

横須賀市上下水道事業管理者職務代理者
横須賀市上下水道局経営部長 中 島 健 吾
別表第 2 第 1 項の表服務（経営部総務課に限る。）の項中「4 部分休業承認」を削る。
附 則
この規程は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第40号
横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。
令和 7 年 9 月 25 日
横須賀市上下水道事業管理者職務代理者
横須賀市上下水道局経営部長 中 島 健 吾

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
692	アオキ工業株式会社	青 木 孝 信	横浜市金沢区釜利谷東四丁目57番14号	令和 7 年 9 月 3 日	令和12年 9 月 2 日

~~~~~  
**横須賀市上下水道局告示第41号**（令和 7 年 9 月 25 日）  
（掲 示 済）  
下水道法（昭和33年法律第79号）第 9 条の規定に基づき、令和 7 年10月 1 日から次のように公共下水道の供用及び下水の処理を開始します。  
その関係図面は、横須賀市上下水道局技術部給排水課において告示の日から一般の縦覧に供します。  
令和 7 年 9 月 25 日  
横須賀市上下水道事業管理者職務代理者  
横須賀市上下水道局経営部長 中 島 健 吾

| 下水を排除し、及び処理すべき区域 | 排水施設の位置 | 排水施設の方式 | 終末処理場の位置及び名称                      |
|------------------|---------|---------|-----------------------------------|
| 平作 6 丁目の一部       |         |         | 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地<br>横須賀市下町浄化センター |
| 西浦賀 3 丁目の一部      |         |         |                                   |
| 長沢 6 丁目の一部       |         |         |                                   |

|            |        |     |                                    |
|------------|--------|-----|------------------------------------|
| 長井 4 丁目の一部 | 別図のとおり | 分流式 | 横須賀市長坂 2 丁目 2 番 2 号<br>横須賀市西浄化センター |
| 林 3 丁目の一部  |        |     |                                    |
| 長坂 3 丁目の一部 |        |     |                                    |
| 秋谷の一部      |        |     |                                    |

（別図略）  
~~~~~  
横須賀市上下水道局告示第42号
横須賀市下水道条例（昭和41年横須賀市条例第29号）第 6 条及び指定下水道工事店条例（平成12年横須賀市条例第45号）第 2 条の規定に基づき、令和12年 3 月 31 日まで次に掲げる工事店を本市指定下水道工事店として指定しました。
令和 7 年 9 月 25 日
横須賀市上下水道事業管理者職務代理者
横須賀市上下水道局経営部長 中 島 健 吾

登録番号	工 事 店 名	代 表 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
須455	アオキ工業株式会社	青 木 孝 信	横浜市金沢区釜利谷東四丁目57番14号	令和 7 年 9 月 3 日